

特別障害者手当等の支給額について

2021年全国消費者物価指数の物価変動率(▲0.2%)に基づき、令和4年度の特別障害者手当等の手当額は下記のとおりになります。

	令和3年度(月額)	令和4年度(月額)
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
特別障害者手当	27,350円	27,300円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

※2月、5月、8月、11月に、前月分までの3か月分が振り込まれます。
※物価の変動に伴い、今後、手当額が変更になる可能性があります。

手話通訳者・要約筆記者派遣について

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、社会生活におけるコミュニケーションが必要な方々へ支援を行います。

詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

- ・福祉課窓口にて手話通訳者を配置しています。
- ・病院受診や行政手続き等に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

※原則1週間前までにお申し込みください。

- ① FAX、メールまたは福祉課窓口にて申込み
- ② コーディネーターが登録者を調整、決定
- ③ 派遣申請者へ派遣決定のお知らせ
- ④ 現場にて派遣申請者と通訳者が待ち合わせ



【お問い合わせ】福祉課 障がい支援係 ☎945-4791 FAX945-6770

令和4年度 就学援助のお知らせ

【就学援助とは】

西原町教育委員会では、小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

～令和3年度に認定を受けていた方も、
毎年度申請が必要となりますのでご注意ください～

【申請方法等】

申請期間：令和4年4月11日(月)～令和4年5月31日(火)

申請方法：必要書類を揃えて、各学校に申請してください。
※申請書は、町ホームページから印刷するか学校又は教育委員会でお受け取りください。

【留意】

- ①令和3年度に「入学準備金」に係る申請を行った児童(新小学1年生)について
→「認定」となった児童については、今回新たに申請する必要はありません。
- 「否認認定」となった児童については、今回改めて申請することで「令和4年度の所得情報」にて再度の審査を受けることができます。

②受給条件(住所地や所得要件など)や援助内容、必要書類などの詳細はコチラ(QRコード)へ。



【お問い合わせ】

西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。

また、窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。施行後3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます*1。(入院の医療費は対象外)

※1.同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額払い戻し。

【2割負担の所得基準】

・課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上*2の方が2割負担の対象。

※2.単身世帯の場合。(複数世帯の場合は、320万円以上)

高齢者の皆様には、ご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【窓口負担割合変更に関する問合せ】

後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8011
西原町役場 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

健康だより

体罰等によらない子育てを広げよう!

～みんなで育児を支える社会に～

★なぜ体罰はいけないの?

・体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があり、科学的にも明らかになっています。

★しつけと体罰はどう違うの?

・しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
・そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

189

児童相談所 全国共通 311

国民健康保険・後期高齢者医療 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

期間が延長
されました

支給対象者 下記のすべての条件を満たす方
・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方
・勤務先から給与等の支払いを受けている方
支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数
支給額計算 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数
適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で労務に服することができない期間
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

【お問い合わせ】福祉部 健康保険課 ☎098-911-9163

児童扶養手当 特別児童扶養手当の手当額について

令和4年4月分からの手当額が2021年度全国消費者物価指数の変動に伴い、下記のとおり変更されます。

		変更前	変更後
		令和3年4月分～ 令和4年3月分	令和4年4月分～
児童扶養手当(月額)	〈第1子〉全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
	〈第2子〉全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
特別児童扶養手当(月額)	〈第3子以降〉全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円
特別児童扶養手当(月額)	1級	52,500円	52,400円
	2級	34,970円	34,900円

【お問い合わせ】福祉部 子育て支援係 ☎945-5311

離婚家庭等の方へ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)のご案内

1. 支援給付金とは?

新たに対象児童(高校生等)を養育しているにも関わらず、(元)配偶者から給付金を受け取っていない方に対し、支援給付金を支給することになりました。

当給付金を受け取るためには申請が必要です。

2. 支給対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において、高校生等を養育している方
- ③その他これらに準ずる方(DV被害者・養子縁組などで養育者が変わっている場合等)

※高校生等とは

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方で、配偶者を有していない方です。

高校に在学していない社会人等も対象になります。

3. 申請方法

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

詳細は西原町ホームページを確認してください。

HPトップ画面>支援情報>町民・事業者向け支援(課ごと一覧)>こども課>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)について

申請書の受付後、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

4. 申請期限 令和4年4月28日(木)※必着

5. 支給額 対象児童1人あたり10万円

※元配偶者から給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使っている場合は、その額を差し引いた額になります。

【送付先】〒903-0220 西原町字与那城140-1 西原町こども課 宛

【お問い合わせ】西原町福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

「子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)の振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。



▲詳細はこちら

《西原町給水工事指定店》

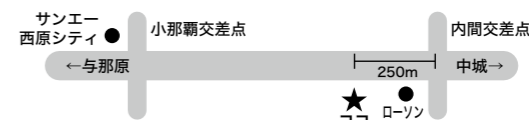
台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

お見積り調査無料!!

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155



☎0120-882-916

お気軽に
お電話下さい。

